

ファッション産業における競争は多岐にわたり、知的財産法をはじめとして様々な法律が関係する。そして、国ごとに法律は異なり、その保護範囲にも違いがある。ファッション産業の法律問題に詳しいチャールズ・ダンジガーさん（CD）と木村剛大さんに日米の比較を織り交ぜながらファッション法の最前線について語ってもらった。

ドレスのコピー商品

CD ニューヨーク・マンハッタンのマディソン通り57丁目から72丁目にかけて世界的に有名な高級ブランドの多くが軒を連ねています。最近、そこにあるお店で高級なドレスを見かけたけれど、少し離れたレキシントン通りではそのドレスの安価なコピー商品が売られているのを見かけました。

木村 その高級ブランドはコピー商品に対して対策をとることができませんか？

CD 多くの法律問題がそうであるように、答えは「場合によっては」です。米国では一時期ファッション企業に対する訴訟が結構ありましたね。まず、アパレルデザインは大きく二つに分けて考える必要があります。ひとつはドレスデザイン。これはドレスの形状です。ドレスデザインは実用品ととらえられてしまい、一般的には著作権法では保護されません。もうひとつはファブリック（布地の）デザインで、著作権法で保護されます。これにはマリメッコやアナスイが著作権局に登録しているファブリックデザインなどのようにドレス用の装飾を含みます。意匠権は登録まで時間がかかるので、あまりアパレルデザインには活用されていません。日本ではどう？

木村 基本的には同じです。ただ、日本では不正競争防止法（不競法）2条1項3号で商品の形態模倣行為を違法とする規制があります。これは、アパレル

コーダイ&チャールズの
日米ファッション法最前線

▷▷上

日本にあって米国にないアパレルデザイン保護法制

ジョバーニのドレスは著作物？

ルデザインにも適用されるので、商品販売後3年間はドレスデザイン、布地のデザイン双方の保護のために使えます。米国ではこのような規制はないのでしょうか？

CD 現在はありません。ただ、インベーション・デザイン・プロテクション・アンド・パ



チャールズ・ダンジガー ニューヨーク州弁護士、ダンジガー・ダンジガー・ムーロー法律事務所パートナー(www.danziger.com)。三宅デザイン事務所など数多くのファッション関係のクライアントを持つ。日本語に堪能。

木村剛大 弁護士、ユアサハラ法律特許事務所。特許、著作権、商標などの知的財産法を中心として実務を行っており、ファッション関係の経験も豊富。

イラシー・プリベンション法（革新的デザインの保護及び違法コピー防止法）という法律を制定しようという話があります。著作権法を改正して独創性の高いアパレルデザインを3年間保護しようというものです。日本の規制に似ているね。

形状は保護されない

木村 日本で不競法がアパレルデザインに適用されたものとしては、知財高判08年1月17日があります。この事件ではカーディガンやパーカなどの商品について不競法の形態模倣にあたる商品と、あたらない商品とされた商品がありました。形態模倣ではないとしたカーディガンはレース付きのもので、原告と被告商品とは背面の生地とレース部分とのバランスに相違がありました。米国ではどのようなケースがありますか。

CD 「ジョバーニ・ファッ

CD 裁判所はジョバーニのドレスは著作物にあたらないと判断して請求を退けました。木村 ですがデザインは確かに似ていますよね。日本だと不競法による主張があり得ると思います。米国のトレッドドレスの主張は難しいでしょうか。CD 米国法では商品のデザイン自体も商標と同じように出所を表示する機能を有している「トレッドドレス」として保護されます。ですが、現実にはデザインが有名でなければいけないので、販売後すぐに模倣品が出回る場合には難しいです。日本に商品販売後すぐに適用できる保護規定があるのは米国との大きな違いだと思います。「模倣は最も誠実なお世辞」という有名なことわざがあるけれど、今日のファッションデザイナーがどれだけ同意するかは疑問だね。



被告のドレス④とジョバーニのドレス⑤ (LexisNexis Web siteの「Did Your Prom Have a Copyright Theme? Probably, Not, But a Recent New York Copyright Case Has a Prom Theme」から)